

論文式試験問題集
〔民事訴訟法〕

〔民事訴訟法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

1. Aは、宮崎県宮崎市所在の土地一筆（以下「本件土地」という。）を所有していたが、平成26年頃からAは行方不明となり、Yが本件土地を駐車場に整備して利用していた。
2. Xは、自身の父であるBが、平成26年頃、Aから本件土地を購入しており、その父が平成28年10月に他界したことから（なお、母はすでに他界していた。）、唯一の相続人である自分が本件土地を相続したとして、Yに対し、所有権に基づいて本件土地の明渡しを求める訴えを提起した（以下「本件訴訟」という。）。
3. 本件訴訟において、Yは、上記相続の事実は争わないが、自分が本件土地の所有者であると主張して争った。

〔設問1〕

(1) 裁判所は、各証拠関係から、平成27年頃、AからYに対して本件土地が売却されているとの心証を抱いた場合、当事者による主張なしに当該事実を認定して、Xの請求を棄却することができるか。

(2) 裁判所は、各証拠関係から、本件土地は、AからBに対して売却された後、BからYに対して死因贈与されたとの心証を抱いた場合、当事者の主張なしに死因贈与の事実を認定して、Xの請求を棄却することができるか。

(3) 本件訴訟において、Yは、AB間の売買を認めた上で、「Bが平成27年頃にYに対する贈与の意思を形成したが、そのまま登記がなされず、Bの死亡によってその贈与の意思が確定したと思う。したがって、BからYに対する死因贈与があったはずだ。」と主張をして争った。

これに対して、裁判所は、BからYに対する生前贈与を認定して、Xの請求を棄却することができるか。

なお、釈明義務や法的観点指摘義務については触れなくてよい。

【事例（続き）】

4. その後、一転してXの勝訴が濃厚となってきたため、裁判所が和解を促したところ、Yが本件土地と同等の土地（以下、「土地P」という。）をXに提供する代わりにXが本件請求を放棄することを内容とする訴訟上の和解が成立し、訴訟は終結するに至った。
5. しかし、後日、土地Pには大量の有害汚染物質が埋まっており、客観的に利用が困難であることが明らかになった。

〔設問2〕

Xは、訴訟上の和解が無効であることを主張できるか論じなさい。
また、主張できる場合には、いかなる方法によるべきか論じなさい。